

総務委員会審査日程表

日時 令和8年3月5日（木）

午前10時開議

場所 第3・4委員会室

- 第1 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市一般会計補正予算（第5号））
- 第2 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市一般会計補正予算（第6号））
- 第3 議案第4号 令和7年度流山市一般会計補正予算（第7号）
- 第4 議案第6号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第5号 流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 所管事務の継続調査について

流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

1 趣旨・背景

令和 5 年 6 月 1 6 日 に「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 6 3 号）が公布され、これに伴い「行政手続法」（平成 5 年法律第 8 8 号）が一部改正された。

当該改正により、聴聞及び弁明の機会の付与に係る手続における公示送達について、インターネットによる公表を前提とした方法に見直しが行われる。

これらの改正を踏まえ、行政手続法と同様の趣旨で規定する流山市行政手続条例（平成 9 年流山市条例第 2 3 号）に所要の改正を行うもの。

2 改正内容

聴聞及び弁明の機会の付与の通知を公示送達によって行う場合に、インターネットを通じて不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法を追加する。

- (1) 聴聞の通知の方法として、「不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこと」及び「事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置くこと」を、新たに公示送達の方法に追加する。（第 1 5 条）
- (2) 第 1 5 条の改正に伴い、条文の項ずれを整理する。（第 1 6 条、第 2 2 条）
- (3) 弁明の機会の付与の通知について、聴聞に関する手続を準用する。（第 2 9 条）

3 施行日（予定）

令和 8 年 5 月 2 1 日

改正後	改正前
<p>う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)</p>	<p>う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)</p>
<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号</u>及び第4号」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号</u>_____及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和8年5月21日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の流山市行政手続条例(以下この項において「新条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を新条例第22条第3項(新条例第25条後段において準用する場合を含む。)及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新規 改正附則)</p>

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 7 号）により、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号。以下「建替え等円滑化法」という。）が一部改正されることとなった。この改正に伴い、建替え等円滑化法の条項ずれが発生するほか、同法の題名が改められることから、流山市手数料条例（平成 1 2 年流山市条例第 1 号）が引用している条文の整理を行う。

2 改正内容

(1) その他の事務（別表第 1 7）

【改正前】別表第 1 7 その他の事務

手数料を徴収する事務の区分	金額
2 2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 0 5 条第 1 項の規定による許可の申請に対する審査	1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円

【改正後】別表第 1 7 その他の事務

手数料を徴収する事務の区分	金額
2 2 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 6 3 条の 5 9 第 1 項</u> の規定による許可の申請に対する審査	1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円

3 施行期日について

令和 8 年 4 月 1 日（改正法の施行日と同日）